ETCカード規約

第1条(本規約の主旨)

本規約は、ETCカードの発行及び利用について定めたものです。ETCカ ードの利用者(以下「会員」という。)は、本規約を承認し、道路事業者が別途 定めるETCシステム利用規程及び関係法令を合せ遵守してETCカードを利用するものとします。

第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通りの定義で用います。

(1)「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用 される通行料金支払いのための専用カードをいいます。

(2)「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会 社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路 株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府 県もしくは市町村である道路管理者のうち株式会社クレディセゾンがク

レジットカード決済契約を締結した者をいいます。 「ETCシステム」とは、道路事業者の定める料金所においてETC利用者がETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用

して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。

(4)「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用の為車輌に設置する 通信を行うための装置をいいます。

(5)「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所のETC車線に設置さ れ、ETC利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置 をいいます。

(6)「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する

料金をいいます。 第3条(ETCカードの発行・管理責任)

(1)株式会社クレディセゾン(以下「当社」という。)は、当社が発行するクレジットカード会員のうち、本特約を承認のうえ当社の定める方法でETCカードの発行を申込み、当社がETCカードの利用を承諾した場合、当該会員が指 定したクレジットカード(以下「指定カード」という。)に追加してETCカードを発行します。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

(2)ETCカードは、当社が所有権を有し、当社は、会員に対してETCカードを 貸与します。会員は、善良なる管理者の注意をもってETCカードを管理する ものとします。会員は、ETCカードを、第三者に貸出し、預託、譲渡、質入れそ

の他担保利用などはできません。 (3)前項に違反し、第三者によるETCカードの使用が発生したことによる損 害は、会員が負担します。

第4条(ETCカードの利用方法) (1)会員は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した 車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受し、通行料金の支払 いができます。

(2)会員は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示して通 行料金の支払いができます。

第5条(ETCカードのご利用代金の支払方法及び利用可能枠) (1)当社は、ETCカードの利用により発生した通行料金等を、指定カードの 利用代金と合算して請求し、会員は、これを支払うものとします。

合、会員と道路事業者間で解決をはかるものとし、当社への支払い義務は

免れません。

(4)会員は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用するこ とができます。指定カードの利用可能枠を超えて会員がETCカードを利 用した場合、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条(ETCカードの解約・利用・貸与の停止など)

(1)会員は、当社に対して所定の書類による届出を行うことにより、いつでも カードを解約することができます。

(2)指定カードを解約又は資格喪失した場合、ETCカードも同時に解約さ れ、会員の資格を喪失するものとします。

(3)会員が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、又はET

Cカードもしくは指定カード等(指定カードその他当社発行のクレジットカ ードをいいます。以下同じ。)の利用状況が不適切な場合、その他当社が会 員として不適当と認めた場合は、当社は、会員に通知もしくは催告することなくETCカード又は指定カード等の利用停止、返却その他の指定カード

等の会員規約の会員資格喪失規定に定める措置をとることができるものと します。 (4)事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約又は会員資

格を喪失した後で、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該売上を本規約に基づき当社に支払うものとします。 第7条(ETCカードの紛失・盗難等)

(1)会員は、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はETCカー ドが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。 (2) ET Cカードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、指定カードの会員規 約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。 (3)会員がETCカードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあ

った場合、紛失・盗難について会員に重大な過失があったものとみなしま す ١. 第8条(ETCカードの再発行)

ETCカードが紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合、会員は、 当社が定める手続きを行うものとし、当社が認めた場合、当社は、ETCカー ドを再発行します。この場合、会員は、当社が定める手数料を負担します。 第9条(ETCカードの有効期限)

(1)ETCカードの有効期限は当社が指定し、ETCカードの券面に印字しま (2)前項の有効期限までに特に会員からの申し出がなく、当社が引続き会員 として認めた方には、新しい有効期限が設定されたETCカードを送付し ます。

(3)会員は、有効期限内のETCカード利用により発生した通行料金等につ いて、有効期限到来後といえども本規約に基づき支払いの義務を負うもの とします。

第10条(年会費) (1)会員は、当社に対し、指定カードの年会費とは別に、当社の定めるETC カードの年会費(消費税を含みます。以下同じ。)を指定カードの決済口座を 通じて支払うものとします。

(2)会員が当社に支払った年会費については、理由の如何を問わず返還しま

せん。

第11条(カード会社の免責) 当社は、ETCカードのご利用代金の決済に関する事項を除いてETCシ

ステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負い ません。 第12条(指定カードの規約)

本規約に定められていない事項については、ETCカードについても指定 カードの会員規約が適用されるものとします。

第13条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本規約の変更につい て準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「ETCカード規約」と読み替えるものとします。

2020年1月改定